

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年8月30日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第2号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市立銅駝美術工芸高等学校の項中「京都市立銅駝美術工芸高等学校」を「京都市立美術工芸高等学校」に改め、同表京都市立京都奏和高等学校の項を次のように改める。

京都市立京都奏和高等学校	定時制	普通科	3年又は4年	7年
京都市立開建高等学校	全日制	ルミノベーション科	3年	5年

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部開建高校開設準備室)